

1. (規定の範囲)

この規定は、普通預金口座(無利息型普通預金を含みます)、貯蓄預金口座および総合口座(以下、「普通預金等」といいます。)に適用されます。

2. (未利用口座となる口座)

- (1) 最後のお預入れまたは払戻し等による口座残高の変動(以下、「お取引」といいます。なお、該当普通預金等のお利息の元本への組入れおよび未利用口座管理手数料の引落しは除きます。)から2年以上、一度もお取引がない普通預金等を未利用口座として取り扱います。
- (2) 該当普通預金等が通帳等の盗難、紛失などにより利用が停止される口座も、最後のお取引から2年以上一度もお取引がない場合は、未利用口座として取り扱います。

3. (未利用口座管理手数料)

- (1) 預金者の口座が未利用口座となった場合、当組合にお届けの住所、氏名宛てへ案内を発送します。なお、この案内が延着、または到着しなかった場合でも通常到着すべき時に到着したものとみなします。
- (2) 前項の案内を発送してから、一定期間(約3ヵ月)経過後までにお取引がない場合に、当組合所定の方法により年間1,200円(税込1,320円)の未利用口座管理手数料をご負担いただきます。翌年以降も未利用口座である場合、同様の手続きにより未利用口座管理手数料をご負担いただきます。
- (3) 前項の未利用口座管理手数料は、通帳、払戻請求書の提出なしに、当該口座より引き落としさせていただきます。
- (4) 前項にかかわらず、次の場合は未利用口座管理手数料対象口座から除きます。
 - ① 当該口座の預金残高が10,000円以上ある場合
 - ② 同一店舗にて借入残高が1円以上ある場合
 - ③ 同一店舗にて預かり資産(定期預金、定期積金、出資金等)が1円以上ある場合
 - ④ カードローン返済用口座
 - ⑤ 口座の名義人が18歳未満の場合
- (5) 引き落とし済の未利用口座管理手数料は返却いたしません。

4. (口座の解約)

- (1) 当該口座の残高が未利用口座管理手数料の金額に満たない場合は、当該口座残高全額を未利用口座管理手数料の一部として引き落とし、預金者に通知することなく当該口座を解約します。なお、この場合預金者は、未利用口座の口座残高を超える支払義務を負わないものとします。
- (2) 解約した口座の再利用はできません。

5. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められた場合には、店頭表示・当組合ウェブサイトへの掲載による公表、その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。